

このお知らせは、あなたの学費を支払う方にも必ず内容をお伝えください。

## 重要 修学支援新制度に現在採用されている方へ

# 2025 年度前期 学費の納入について

2025 年度前期の学費については、適格認定（学業）において、2024 年度終了時点の成績が継続の要件を満たしているかどうかを確認した後、ご案内することとなります。

また、令和 7 年度の制度拡大に伴う支援対象者の再確認が行われているため、現在修学支援新制度に採用されている学生全員（支援停止中の者も含む）を対象に、学費の納入を一旦保留します。

### ① 学費納入額の公開：2025 年 5 月末（予定）

2025 年度前期の学費は、適格認定（学業）において 2024 年度終了時点の学業成績が継続の要件を満たしているかどうかの確認に基づき決定するため、通常スケジュール（4 月 1 日学費通知、5 月 12 日納入期限）では通知しません。したがって、修学支援新制度に採用されている方の学費納入は一旦保留されます（5 月 12 日に口座振替されません）。支援対象となった場合は、5 月末（予定）に支援額を減免した授業料を保護者ポータルにて通知します。

※保護者ポータルには 5 月末まで通常学費（減免前の学費）が表示されます。

### ② 納入期限：2025 年 6 月中旬（予定）

適格認定（学業）の結果にかかわらず、現在採用中の方は、6 月中旬（予定）に 2025 年度前期学費の口座振替（自動引落し）が行われます。

学業成績の確認により、4 月から支援が廃止または停止となる場合があります。廃止または停止の方には判定結果を 4 月中旬に通知予定です。廃止または停止の方は、学費を全額納入することになりますが、お支払いに期間が必要な場合は、4 月 1 日から 4 月 21 日までに保護者ポータルから延納を申請してください。詳細は保護者ポータルの案内（4 月 1 日公開予定）をご確認ください。

※延納制度申請者の納入期限は 7 月 14 日です。分納制度は原則利用できません。

### <2024 年 10 月の適格認定（家計）により支援停止中の方へ>

今般、修学支援新制度の制度改正により、子ども 3 人以上を扶養する多子世帯への支援拡充および資産要件が変更となります。したがって、2024 年 10 月の適格認定（家計）により支援停止中の方は、条件を満たしていれば 2025 年 4 月から支援が再開します。

そのため、2025 年度前期学費の通知は、日本学生支援機構の審査結果を踏まえて行いますので、学費納入は一旦保留とし、上記のスケジュールと同様に行います。

※保護者ポータルには 5 月末まで通常学費（減免前の学費）が表示されます。日本学生支援機構の審査の結果、支援対象となった場合は、5 月末（予定）に支援額を減免した授業料を通知します。

以上

問い合わせ先  
龍谷大学 学生部  
075-645-7889  
shogakukin@ad.ryukoku.ac.jp